

ESD 実践に際しての SDGs の位置づけについて（案）

ESD 活動支援センター
(平成 30 年度内決定予定)

SDGs の普及に伴い、ESD との関係をより詳しく整理してほしいとの要望が高まってきた。本資料は、地域における取組を核とする ESD 推進ネットワークにおいて、ESD 実践に際しての SDGs の位置づけについて、学校を含む地域で ESD を実践する際の、当面の参考としてまとめたものです。

持続可能な開発目標 : Sustainable Development Goals (SDGs)

2015 年 9 月の国連総会で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中に「持続可能な開発目標 (SDGs)」が掲げされました。

SDGs は、発展途上国・先進国共に取り組む 2016 年から 2030 年までの国際的な目標で、持続可能な世界を実現するための 17 の目標、169 のターゲットから構成されています。

世界のすべての国が行動する「普遍性」、『誰一人取り残さない』というスローガンで明白な「包摂性」、NGO/NPO、企業、政府、専門家などすべてのステークホルダーの参加を求めるという「参画型」、社会、経済、環境は不可分であり統合的な取り組みを求める「統合性」、モニタリング指標を定め定期的にフォローアップする「透明性」に特徴があると言われています。

参考：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（外務省）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000270935.pdf>

ESD 推進ネットワークは、持続可能な社会の実現に向け、持続可能な開発のための教育 (ESD) に関わる多様な主体が地域における取組を核としつつ、様々なレベルで分野横断的に協働・連携して ESD を推進することを目的としています。ESD 推進ネットワークでは、ESD の広まりと深まりを通じて、地域の諸課題の解決と教育の質の向上、持続可能な開発目標 (SDGs) 達成に向けた意識・行動変革を進めることを目指している開かれたネットワークです。

SDGs は持続可能な社会を実現するための目標を整理したものであり、ESD は持続可能な社会の担い手を育む教育・人材育成・活動ですから、両者は持続可能な社会をつくっていくための動きの中で表裏一体のものです。ESD 推進ネットワークにおいては、SDGs について、これまで以下のように説明してきました。

SDGsについて

SDGsにおいては、教育は、17の目標のひとつ、目標4、「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」でとりあげられ、その第7項目にESD等を通じた持続可能な開発の促進に必要な知識とスキルの習得の保証が掲げられている。ESD推進ネットワークは、ここに注目し、さらに、SDGsすべての目標を達成するためにESDが重要でありESDの観点を踏まえた人材育成が必要であるという考え方につたつ。言い換えれば、2030年に向けた人類の持続可能な開発の目標であるSDGsの達成のための意識・行動の変容をもたらす学びがESDである。

出典：ESD推進ネットワークの目標等（平成29年3月、ESD活動支援センター）

しかしながら、以上の説明より詳細な説明が必要という声があります。

ESDとSDGsの関係についてのより詳細な説明は、基本的に、学校でのESD実践を念頭に策定され、「日本ユネスコ国内委員会教育小委員会からのメッセージ」として公開された「持続可能な開発のための教育（ESD）の更なる推進に向けて～学校等でESDを実践されている皆様へ～」（平成29年9月、日本ユネスコ国内委員会教育小委員会）にあります。

「持続可能な開発のための教育（ESD）の更なる推進に向けて～学校等でESDを実践されている皆様へ～」（平成29年9月、日本ユネスコ国内委員会教育小委員会）

http://www.esd-jpnatcom.mext.go.jp/about/pdf/message_02.pdf

同メッセージは、基本的に学校等でESDを実践している主体を対象としています。本資料では、同メッセージを引用して以下のように整理しましたので、地域のESD実践者の皆さんの参考にしていただければ幸いです。

■SDGsにおけるESDの位置づけ

- ・教育は目標4に位置付けられ、「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を保証し、生涯学習の機会を促進する」とされています。さらに、ESDについては、ターゲット4.7に、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能の習得に向けて取り組むこととされています。

■SDGs達成に貢献するESD

- ・「教育が全てのSDGsの基礎」であるとともに、「全てのSDGsが教育に期待」している、とも言われています。

- ・ESD もまた、ターゲット 4.7 に書いてあるから取り組むべき、というだけのものではなく、持続可能な社会の担い手づくりを通じて、17 全ての目標の達成に貢献するものです。
- ・ESD に引き続き取り組み、より一層推進することが、SDGs の達成に直接・間接に貢献することをお伝えしたいと思います。



図は『日本ユネスコ国内委員会教育小委員会からのメッセージ「持続可能な開発のための教育（ESD）の更なる推進に向けて～学校等で ESD を実践されている皆様へ～」』から引用。

■ESD 実践の目標の明確化に寄与する SDGs

ESD の様々な活動が、国際的に整理された目標である SDGs の各目標にどのように貢献しているのかを考えることは、言い換えれば SDGs によって自分自身の ESD の活動に新たな意義や価値付けを行うことであり、ESD の目標を明確化する方法の一つでもあります。

■グローバルな動きと地域での ESD 実践

- ・SDGs は人類共通のグローバル目標であり、それを意識して ESD の活動に取り組むことは、地域に根差した身近な活動が世界につながることであり、地球規模の課題解決に貢献することになるのです。
- ・学校や地域特有の課題解決に特化した ESD の取組について、SDGs の特にどの目標につながり、どのように貢献するのかという観点から SDGs との関わりを考え、地域における特定の目標の達成に貢献しようとしても大変意義のある取組です。

参考

地域で ESD を実践する観点からは、「持続可能な開発のための教育（ESD）の更なる推進に向けて～学校等で ESD を実践されている皆様へ～」記載内容以外にも、ESD と SDGs の関係について理解をするうえで役立つ資料があります。

以下にそれらを抜粋し、整理しますので、参考にしてください。

■SDGs の目指す世界像

SDGs の目標は、それぞれが独立したものではなく、相互に関係しています。国際的な議論のすえに 17 の目標、169 のターゲットに整理された SDGs だが、SDGs がどのような世界を理想として目指しているのかを意識することが、SDGs に対するより深い理解につながり、ESD 実践に示唆を与える。その目指すべき世界像は、「我々のビジョン」として「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている。

出典：「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（仮訳）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>
(パラグラフ 7、8、9 : 2~3 ページ)

■「変革する」ための意識と行動の変革

SDGs が国連総会で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の一部であり、SDGs は「我々の世界を変革する」ことによって達成可能となる。

「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム」では、以下のように記載されています。「持続可能な開発のためには我々の思考と行動の変革が必要である。教育はこの変革を実現する重要な役割を担っている。そのため、全てのレベルの行動によって持続可能な開発のための教育（ESD）の可能性を最大限に引き出し、万人に対する持続可能な開発の学習の機会を増やすことが必要である。」

出典：「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム」（文部科学省・環境省仮訳）

<http://www.mext.go.jp/unesco/004/1345280.htm>
(パラグラフ 1)

■持続可能な社会づくりにつながる政策的な動き（例）

教育振興基本計画

ESD の推進を明記し、その推進方策として以下をあげている。

「我が国が ESD の推進拠点として位置付けているユネスコスクールの活動の充実を図り、好事例を全国的に広く発信・共有する。また、地域の多様な関係者（学校、教育委員会、大学、企業、NPO、社会教育施設など）の協働により、ESD の実践・普及や学校間の交流を促進するとともに、ESD の深化を図る。これらの取組を通して、持続可能な社会づくりの担い手を育む。」

「地域の多様な関係者（学校、教育委員会、大学、企業、NPO、社会教育施設など）の協働による ESD の実践を促進するとともに、学際的な取組などを通じて SDGs の達成に資するような ESD の深化を図る。これらの取組を通して、地球規模課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む態度を身に付けた持続可能な社会づくりの担い手を育む。」

新学習指導要領（小学校・中学校・高等学校）

「持続可能な社会の創り手」に必要な資質・能力を育成することが掲げられたほか、「カリキュラム・マネジメント」の実現や「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点からの授業改善を図っていくことが示された。これらは、これまでの E S D の実践で取り組まれてきた学習内容や方法等に関連しうるものである。

具体的には、前文で持続可能な社会の創り手として児童・生徒を位置づけ、

「一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようになることが求められる。」としている。

環境基本計画

ESD の考え方を踏まえた「環境教育・環境学習等の推進」を明記

「環境教育・環境学習については、ESD の考え方を踏まえ、環境教育等促進法及び同法により国が定める基本方針に基づいて持続可能な社会づくりの担い手として必要な資質能力等を着実に育成する。とくに、以下の点を重点的に取り組む。①実践者の育成を通じた環境教育の深化・充実②国民が興味・関心をもって参加できる「体験の機会の場」の拡充③多様な環境保全活動・地域づくり等への参加を通した学びの推進④環境人材を育成する事業者の取組への支援」

環境教育等促進法基本方針

「私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全」として、意識の変革や主体的な取組の必要性を明記

「私たちが直面する環境問題は、私たち一人一人が取り組まなければならない問題です。一方、私たちの行動は、私たちの属する社会の価値観や風習、経済の在り方と深く結びついています。このため、一人一人の意識を変え、環境保全に主体性を持って取り組むようになるこ

と、そして、それがいかされる社会経済の仕組みを整えることにより、持続可能な社会を目指していく必要があります。」

消費者教育の推進に関する法律

「消費者市民社会」という概念を提示し、その概念を反映した消費者教育を推進することをさだめる。

「自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」

「消費者教育は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場の特性に応じた適切な方法により、かつ、それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策との有機的な連携を確保しつつ、効果的に行われなければならない。」「消費者教育は、消費者の消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に与える影響に関する情報その他の多角的な視点に立った情報を提供することを旨として行われなければならない。」

開発協力大綱

開発教育の推進を明記

「開発教育の推進：学校教育を始めとする様々な場を通じて、世界が直面する様々な開発課題の様相及び我が国との関係を知り、それを自らの問題として捉え、主体的に考える力、また、その根本的解決に向けた取組に参加する力を養うため、開発教育を推進する。」